

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

入院基本料について

・第7病棟

当院は、精神科入院病棟基本料 15 対 1 を算定しており、1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

・第3病棟

当院は、精神科療養病棟入院基本料を算定しており、1 日に 7 人以上の看護職員（看護師及び准看護師、看護補助者等）が勤務しています。

・第5病棟

当院は、精神科療養病棟入院基本料を算定しており、1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師、看護補助者等）が勤務しています。

基本診察料・特掲診察料の施設基準の届出について

当院の関東信越厚生局への基本診察料・特掲診察料の施設基準に係る届出については、別掲の「施設基準一覧」をご参照ください。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

また、当院では、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更に関して適切な対応ができる体制を整備しています。

医薬品の供給状況によっては、十分な説明を行った上で投与する薬剤を変更する場合があります。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

厚生労働大臣が定める揭示事項

入院食事療養費について

当院では、入院食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温にて提供しています。

（朝食 8:00 頃、昼食 12:00 頃、夕食 18:00 頃）

1食あたりの負担額

入院時食事療養費標準負担額(1食につき)		
所得区分		標準負担額
70歳未満	70歳以上	1食510円
区分ア	現役並みⅢ	
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	1食240円
区分オ	低所得Ⅱ	1食190円
90日超	90日超	1食110円
	低所得Ⅰ	

明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を

厚生労働大臣が定める揭示事項

行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。

保険外負担に関する事項について

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

- ・紙おむつ代
217 円/枚 (パンツ型) ・ 173 円/枚 (パット型)
- ・洗濯代
220 円/回
- ・おやつ代
140 円/日
- ・CS セット (衣類レンタル・洗濯代行)
649 円/日
- ・理容・美容代
1,750 円/回
- ・各種代行手数料
2,200 円/回
- ・レクリエーション参加費用
100 円/回、1000 円/回
- ・物品破損・汚損の修理・洗濯代
実費
- ・その他 (日用雑貨代・健康管理費等)
実費
- ・退院前訪問交通費
規定距離に応じて 220 円～660 円/回、または実費

厚生労働大臣が定める揭示事項

室料差額について

○個室（第七病棟）	1日 5,500 円（1室）
○個室（第七病棟）	1日 2,750 円（4室）
○個室（第五・第七病棟）	1日 2,200 円（5室）
○個室（第五病棟）	1日 1,375 円（2室）
○二人室（第三・第五・第七病棟）	1日 1,375 円（56室）

※24 時を区切りとして 1 日単位で（1 泊 2 日の場合は 2 日分）の料
金がかかります。

届出施設基準一覧

・基本診療の施設基準等に係る届出

精神病棟 15 対 1 入院基本料

精神療養病棟入院料

救急医療加算

後発医薬品使用体制加算 2

入院時食事療養費（Ⅰ）

・特掲診察料の施設基準等に係る届出

こころの連携指導料（Ⅱ）

精神科作業療法

精神科デイ・ケア（小規模なもの）

精神科ショート・ケア（小規模なもの）

薬剤管理指導料

医療保護入院等診療料

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

精神科在宅患者支援管理料

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

入院ベースアップ評価料 18